

後期監査の結果に基づく措置等の状況通知<後期監査報告書(令和8年3月17日)>

「処理」の実施状況

【A：実施済又は決定済】

【C：実施しない】

基準日までに「処理」を実施したもの、又は実施することを決定したもの

基準日までに何らかの理由により「処理」を実施しないこと(又は実施できないこと)を決定したもの

1件

2件

「再発防止策」又は「改善策」の実施状況

【A：実施済又は決定済】

基準日までに「再発防止策」又は「改善策」を実施したもの、又は実施することを決定したもの

3件

○工事監査

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答基準日
1	産業部	産業振興課	契約・検査	重要伝統的建造物足助商工会館修繕工事設計監理委託	【指摘】 豊田市契約規則第37条の3第1項に規定されている工事関係委託業務届出書において、添付が必要な管理技術者の経歴書が提出されていなかった。	1 2 頁	1	A：実施済又は決定済	令和7年9月19日に受託者へ経歴書の提出を依頼し、令和7年10月2日に收受し、速やかに内容を確認した。	A：実施済又は決定済	令和7年9月19日から、收受回覧時に、担当者が「契約事務書類チェックリスト」を添付し、必要な書類の提出漏れがないかを確認する運用とした。	令和8年3月31日
2	産業部	産業振興課	契約・検査	重要伝統的建造物足助商工会館修繕工事	【意見】 豊田市公共工事監督要領第7条第1項において、工事用の監督員変更通知書の様式が定められているが、委託用の監督員変更通知書を使用していた。 通知内容に漏れがないよう、定められた様式を使用されたい。	1 2 頁	2	C：実施しない	監督員の権限分担については、契約当初に通知した監督員通知書に記載されているものと変更がない旨を受託者に伝え、了承を得ているため、定められた様式による再通知は行わないことを令和7年9月19日に決定した。	A：実施済又は決定済	工事案件においては、豊田市公共工事監督要領に定められた様式を使用することを令和7年9月19日に業務引継書に記載済み。	令和8年3月31日
3	産業部	産業振興課	計画・設計	重要伝統的建造物足助商工会館修繕工事	【意見】 設計図書において、地元の定例行事に係る交通規制の施工条件が記載されていなかったため、契約後に施工計画を見直す協議が行われていた。 重要な施工条件については、請負者との齟齬が生じないよう設計図書に明示されたい。	1 2 頁	3	C：実施しない	既に施工計画の見直しを行い、工事を実施しているため、設計図書の変更は行わないことを令和7年9月19日に決定した。	A：実施済又は決定済	地元との協議においては、参考工程表を提示し、要望のヒアリング漏れがないように留意することを令和7年9月19日に、業務引継書に記載済み。	令和8年3月31日